

市内障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課長

### 送迎用車両に対する安全装置の装備状況に係る調査について

日頃から本市の障害児福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年9月に他都市において発生した、保育所等において送迎バスに取り残された児童が亡くなるという事案を受け、国は車両による送迎にあたっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を発出しました。

そのうち、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎バスに対する安全装置の装備について、令和5年4月1日から義務化されているところです。

この義務については、令和6年3月末までの1年間は経過措置とされていますが、これから夏季が近づくにつれ、熱中症のリスクが高まることを危惧されることを踏まえ、早急に対策をお願いします。

あわせて、送迎用車両に対する安全装置の整備状況について、こども家庭庁より調査の依頼がありました。各事業所におかれては下記のとおり調査票に記入の上、

**【6月2日（金）17時まで】**に、横浜市電子申請システムで調査票をお送りください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b979cf1d-069f-4601-8922-01763322d15a/start>

ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

#### 1 調査対象となるサービス

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス

#### 2 調査基準日

令和5年5月15日（月）

#### 3 調査内容

別添調査様式のとおり

※調査票は電子申請システムからダウンロードできます。  
(注) 調査様式はシート、行、列の追加・削除等をしないでください。

#### 4 報告期限（横浜市電子申請システムで調査票をアップロードしてください。）

令和5年6月2日（金）17時

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b979cf1d-069f-4601-8922-01763322d15a/start>

※なお、本市においても早急に安全装置の設置に関する補助事業を実施することとしています。  
詳細については別途お知らせします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課  
電話 045-671-4274 FAX 045-663-2304  
kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp